

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月9日
【会社名】	カッパ・クリエイトホールディングス株式会社
【英訳名】	KAPPA・CREATE HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 徳山 桂一
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16
【電話番号】	048(650)5100（代表）
【事務連絡者氏名】	財務担当取締役 中井 鉄太郎
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16
【電話番号】	048(650)5100（代表）
【事務連絡者氏名】	財務担当取締役 中井 鉄太郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,576,800,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	800,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は50株であります。

(注) 1 平成25年4月9日(火)開催の取締役会決議によります。

2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分(以下「本自己株式処分」という。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	800,000株	1,576,800,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	800,000株	1,576,800,000	-

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,971	-	50株	平成25年4月30日(火)	-	平成25年4月30日(火)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。

4 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
カッパ・クリエイトホールディングス株式会社 総務部	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 大宮支店	埼玉県さいたま市大宮区宮町1-14

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,576,800,000	48,400,000	1,528,400,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

3 発行諸費用の概算額の内訳は、主に登記費用、弁護士費用、会計士費用等です。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額1,528,400,000円につきましては、次のとおり予定しております。なお、上記資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社銀行口座で管理いたします。

具体的な資金使途	金額(円)	支出予定時期
新規店舗及び既存店舗への設備投資	728,400,000	平成25年4月～平成26年2月
平成25年4月9日付で締結した株式会社神明との資本業務提携に伴う株式会社神明普通株式の取得	800,000,000	平成25年4月

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要	名称	株式会社神明	
	本店の所在地	兵庫県神戸市中央区栄町通六丁目1番21号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 藤尾 益雄	
	資本金	589百万円	
	事業の内容	米穀卸売業	
	主たる出資者及びその出資比率	藤尾 益雄 25.53% 三菱商事株式会社 19.70%	
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	現時点において人的関係はございません。但し、株式会社神明の代表取締役社長である藤尾益雄氏が当社の非常勤取締役に就任することに合意しており、平成25年5月28日に予定されております定時株主総会に付議する予定であります。また、当社の代表取締役会長兼社長である徳山桂一が株式会社神明の非常勤取締役に就任することに合意しており、平成25年6月26日に予定されております定時株主総会に付議される予定であります。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	当社は株式会社神明より当社の主要食材である米を仕入れております。	

c 割当予定先の選定理由

割当予定先である株式会社神明は、昭和25年の設立以来、米穀小売店・スーパー・百貨店・コンビニエンスストア・外食産業・米卸売業者等に対して、精米および玄米のほか砂糖・一般食料品等の卸売販売を行う会社であります。

当社は、「すべてはお客さまのために」を行動指針とし、「食の安全・安心」を最重要テーマと捉え回転寿司事業・ベンダー事業を展開しておりますが、当社の一層の飛躍のために、相互に企業価値を高め合うことのできる提携相手を幅広く模索しており、米穀卸売を主要事業とし全国に事業基盤を持つ割当予定先との強固な協力関係を築くことが戦略的に重要な価値を持つとの考えに基づき、従前より主要食材の仕入れで取引関係のあった割当予定先と、継続的に資本業務提携に関する協議・検討を進めて参りました。その結果、当社と割当予定先との資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）は、当社の主要食材である「米」の安定的な調達、国内および海外での事業に関する共同展開等により、相互にメリットをもたらし合うものである、との結論に至りました。そして、当社は、割当予定先との連携を一般的な業務提携以上の確実かつ緊密なものとするために、割当予定先が、本自己株式処分を通じて当社株式を取得することで、割当予定先との緊密な連携の下、当社の売上及び企業価値の増大を図ることが可能になると判断し、平成25年4月9日開催の取締役会において、割当予定先との間で本資本業務提携契約を締結することを、当社の取締役全員の一致により決議いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

割当予定先	割当予定株数
株式会社神明	800,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先からは、両社の事業拡大、企業価値のより一層の向上を図る趣旨に鑑み、継続的に保有する方針であることを、割当予定先と同日付で締結する資本業務提携契約書面で確認しています。

また、当社は処分先である割当予定先から、次の事項に同意する旨の確約書を取得する予定であります。

- 割当を受けた日（平成25年4月30日）から2年間において当該割当株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに当該譲渡に関する内容を当社に書面により報告すること。
- 当該報告を受けた当社は、直ちにその内容を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に書面により報告すること。
- 東京証券取引所が当該報告内容を公衆の縦覧に供すること。

f 払込みに要する資金等の状況

株式会社神明は、払込みに必要かつ十分な現金を有していることを同社の財務諸表及び取引金融機関が発行する預金の残高証明により確認しており、これらの払込みについては確実性があるものと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先は、非上場会社であり、米穀小売店・スーパー・百貨店・コンビニエンスストア・外食産業・米卸売業者等に対して、精米および玄米のほか砂糖・一般食料品等の卸売販売を行う会社であります。割当予定先からは、割当予定先、割当予定先の役員、割当予定先の主要株主、割当予定先の関係会社、及び関係会社の役員（以下「割当予定先ら」といいます。）が反社会的勢力等と一切関係がないことの誓約書の提出及びその旨の説明を受けております。

また、当社は、割当予定先らが反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて、株式会社帝国データバンクの信用調査レポートの内容を全般にわたって確認した結果、さらにはインターネット検索サイトを利用し、当該会社らに対し、法人名、役員名、株主名、取引先等それぞれについて反社会的勢力を連想させるキーワードと併せて検索を行うことにより収集した情報を検証した結果、反社会的勢力等との関わりを疑わせるものが検出されなかったことから、割当予定先らが現時点で反社会的勢力と関係を有していないと判断いたしました。

以上の確認及び調査を踏まえ、当社は東京証券取引所に「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書（第三者割当）」を提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

払込金額につきましては、割当先との協議の上、本自己株式処分に関する取締役会決議日の直前営業日である平成25年4月8日の東京証券取引所における当社株式の終値である1,971円といたしました。これは、取締役会決議日直前のマーケット・プライスであり、また、日本証券業協会の指針も勘案して決定されたものであることから、合理的であると考えております。

なお、かかる払込金額1,971円は、本自己株式処分に関する取締役会決議日の直前営業日から1ヶ月遡った期間の終値の単純平均値1,902円に対しては3.63%のプレミアム、直前営業日から3ヶ月遡った期間の終値の単純平均値1,971円に対しては同水準、直前営業日から6ヶ月遡った期間の終値の単純平均値1,868円に対しては5.51%のプレミアムを行った金額となっております。また、本払込金額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、当社は、当該発行価額は合理的で有利発行には当たらないと判断しております。

当社といたしましては、本払込金額は合理的で有利発行に当たらないと判断しており、本自己株式処分に係る取締役会に出席した当社の監査役4名(うち社外監査役2名)全員が、上記指針に準拠するものであり、特に有利な払込金額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分の処分数量800,000株が、平成25年4月9日現在における当社発行済株式総数(23,318,650株)に占める割合は3.43%(小数点以下第三位を四捨五入)であり、平成24年8月31日現在の総議決権数391,643個に対する割合は4.09%で株式は希薄化が生じることとなります。しかしながら、本自己株式処分は割当予定先と同日付で締結いたします資本業務提携により当社の企業価値及び既存株主の利益の向上に寄与できるものと考えられ、また希薄化の程度を踏まえても、本自己株式処分に係る処分数量及び株式の希薄化規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社ジェム・エン タープライズ	埼玉県さいたま市大宮区桜 木町4丁目307-1	4,600	23.49%	4,600	22.57%
株式会社F・デリカ得得	埼玉県さいたま市大宮区桜 木町1丁目10-16	1,200	6.13%	1,200	5.89%
株式会社神明	兵庫県神戸市中央区栄町通 六丁目1番21号	-	-	800	3.93%
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信 託口)	東京都中央区晴海1丁目8 -11	517	2.64%	517	2.54%
株式会社三井住友銀行 (カッパ・クリエイト従 業員持株会信託口)	東京都千代田区丸の内1丁 目1-2	471	2.41%	471	2.32%
株式会社極洋	東京都港区赤坂3丁目3- 5	400	2.04%	400	1.96%
カッパ・クリエイト従業 員持株会	埼玉県さいたま市大宮区桜 木町1丁目10-16	289	1.48%	289	1.42%
資産管理サービス信託銀 行株式会社(金銭信託課 税口)	東京都中央区晴海1丁目8 -12	199	1.02%	199	0.98%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀 行口 再信託受託者 資産 管理サービス信託銀行株 式会社	東京都中央区晴海1丁目8 -12	191	0.98%	191	0.94%
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社(信託 口)	東京都港区浜松町2丁目11 番3号	141	0.72%	141	0.69%
計	-	8,011	40.91%	8,811	43.23%

(注) 1 本第三者割当増資の大株主構成は、平成24年8月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。また、本届出書提出日現在、大量保有報告書の送付を受けているものについては、同報告書に基づく所有株式数を記載してあります。

2 上記の他、平成24年8月31日現在3,733,550株を自己株式として所有しております。

3 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第三位を四捨五入しております。

4 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年8月31日現在の議決権数(391,643個)に、本自己株式処分に係る議決権数16,000個を加えて算出した総議決権数に基づき算出したものであります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第34期（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）平成24年5月30日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

- ・事業年度 第35期第1四半期（自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日）平成24年7月13日関東財務局長に提出
- ・事業年度 第35期第2四半期（自 平成24年6月1日 至 平成24年8月31日）平成24年10月12日関東財務局長に提出
- ・事業年度 第35期第3四半期（自 平成24年9月1日 至 平成24年11月30日）平成25年1月15日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

- (1) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年4月9日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を平成24年5月30日に関東財務局長に提出
- (2) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年4月9日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府例第19条第2項第9号に基づく臨時報告書を以下のとおり関東財務局長に提出
 - ・平成24年9月7日関東財務局長に提出
 - ・平成25年1月16日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類として有価証券報告書(第34期)及び四半期報告書(第35期第3四半期)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成25年4月9日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成25年4月9日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

カッパ・クリエイトホールディングス株式会社
(埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。